

【関係事業者用】

1	申請日	令和3年	月	日
	住所			
	氏名			

(法人にあつては、その名称及び代表者の氏名)

香川県知事 殿

香川県鳥インフルエンザ対応持続化支援給付金交付要綱第4条の規定に基づき、給付金の交付を申請します。

記

2	申請者の情報	申請者 (氏名又は法人名)	フリガナ											
			個人事業主の氏名又は法人の名称											
		住所(主たる事務所の所在地)	フリガナ											
		法人の場合の記入欄	法人番号											
			資本金額又は出資の総額						万円	決算月			月	
		個人事業主の場合の記入欄	屋号など(〇〇商店など)											
		事業内容等	業種					常時使用する従業員数					人	
			県内の主たる事業所の所在地						電話番号					
	県内の事業所で引き続き事業を継続する意思の有無	<input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし	左記事業の内容											
	申請者の区分	<input type="checkbox"/> 関係事業者(高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場、又は移動制限区域(発生農場から半径3km以内)内の養鶏場を営する養鶏業者と直接取引があつた者)												

3	給付金の振込口座情報	金融機関名							金融機関コード				(4桁)	
		店舗名							店番号				(3桁)	
		口座種別	<input type="checkbox"/> 普通			<input type="checkbox"/> 当座			<input type="checkbox"/> その他()					
		口座番号												(右詰めで記入)
		口座名義	フリガナ											

4	問合せ先	(フリガナ)					担当者 所属部署				
		担当者氏名									
		電話番号					メールアドレス				
		FAX番号									

高病原性鳥インフルエンザが発生した養鶏場、又は移動制限区域（発生農場から半径3km以内）内の養鶏場を経営する養鶏業者との直接取引の内容			
主たる取引について、いずれか一方を選択	<input type="checkbox"/>	養鶏業者に対する 売上 取引（飼料等の販売やサービスの提供等） 【注】以下、項目6・7・8・9に記入が必要です。	
	<input type="checkbox"/>	養鶏業者からの 仕入 取引（鶏・卵等の購入等） 【注】以下、項目6・8・9に記入が必要です。	
5	上記の直接取引があった養鶏業者の氏名又は名称 (上記で選択した「売上取引」又は「仕入取引」の相手方たる養鶏業者の氏名又は名称を記入する。)		
	(1)		(6)
	(2)		(7)
	(3)		(8)
	(4)		(9)
	(5)		(10)

【売上取引・仕入取引共通】						
6	売上げの情報	当期	令和2年11月から令和3年2月までの売上高の合計額	当期の売上高 ①		円
		消費税及び地方消費税は税抜きで記入				
6	売上げの情報	前年同期	令和元年11月から令和2年2月までの売上高の合計額	前年同期の売上高 ②		円
		消費税及び地方消費税は税抜きで記入				
前年同期からの減収額 ③ [②-①]				減収率 ④ (%) [③÷②×100] 小数点以下切捨て (50%以上)		%

【売上取引のみ】「項目5」で仕入取引を選択した場合は、本項目の記入は不要です。						
7	直接取引売上額	当期	上記5(1)～(10)の養鶏業者に対する令和2年11月から令和3年2月までの売上高の合計額	当期の売上高 ⑤		円
		消費税及び地方消費税は税抜きで記入				
7	直接取引売上額	前年同期	上記5(1)～(10)の養鶏業者に対する令和元年11月から令和2年2月までの売上高の合計額	前年同期の売上高 ⑥		円
		消費税及び地方消費税は税抜きで記入				
直接取引減収額 ⑦ [⑥-⑤]				減収額③のうち直接取引減収額⑦の占める割合⑧(%) [⑦÷③×100] 小数点以下切捨て (50%以上)		%

8	※1 売上取引は、「減収率④」及び「減収額③のうち直接取引減収額⑦の占める割合⑧」が、50%以上であること。					
	※2 仕入取引は、「減収率④」が50%以上であること。					
給付金申請額 (右欄を参照)				50万円。ただし、減収額③の額が50万円未満の場合は、③の額(千円未満切捨て)。		

鳥インフルエンザの発生や移動制限による経済的な影響の状況

(記入の要領)

鳥インフルエンザの発生又は移動制限に起因して売上げが減少した理由や状況（項目5(1)～(10)の直接取引があった養鶏業者との間においてどのような取引があり、その養鶏業者が経営する養鶏場において鳥インフルエンザが発生し、又は移動制限を受けたことで、その取引にどのような影響があり、申請者たる関係事業者の売上げが減少したか）を具体的に記入してください。

また、2月末までに申請する場合は、申請日以降に当期の売上げは発生しないことを記入してください。

添付書類（要綱第4条に基づき、次の関係書類を添付し、提出してください。）

<p>1 申請者の県税に係る納税証明書(全ての県税に滞納がない旨の証明（完納証明書））（原本）</p>				
<p>2 申請書に記入した「当期の売上高①・⑤」及び「前年同期の売上高②・⑥」に係る次に掲げる書類</p>				
<p>(1)申請者が法人の場合</p> <table border="1" data-bbox="215 324 1532 824"> <tr> <td data-bbox="215 324 271 492"> <p>ア</p> </td> <td data-bbox="271 324 1532 492"> <p>法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 492 271 824"> <p>イ</p> </td> <td data-bbox="271 492 1532 824"> <p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p> </td> </tr> </table>	<p>ア</p>	<p>法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し</p>	<p>イ</p>	<p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p>
<p>ア</p>	<p>法人税法（昭和40年法律第34号）の規定に基づき提出した前事業年度等の法人税確定申告書のうち次に掲げる全ての書類 ① 法人税確定申告書別表一（控え）の写し ② 法人事業概況説明書（控え）の写し</p>			
<p>イ</p>	<p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p>			
<p>(2)申請者が個人事業主の場合</p> <table border="1" data-bbox="215 896 1532 1429"> <tr> <td data-bbox="215 896 271 1097"> <p>ア</p> </td> <td data-bbox="271 896 1532 1097"> <p>所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 1097 271 1429"> <p>イ</p> </td> <td data-bbox="271 1097 1532 1429"> <p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p> </td> </tr> </table>	<p>ア</p>	<p>所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し</p>	<p>イ</p>	<p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p>
<p>ア</p>	<p>所得税法（昭和40年法律第33号）の規定に基づき提出した令和元年分等の所得税確定申告書のうち次に掲げる書類 ① 所得税確定申告書第一表（控え）の写し ② 青色申告書である確定申告書を提出した場合は、①及び所得税青色申告決算書（控え）の写し</p>			
<p>イ</p>	<p>当期（令和2年11月から令和3年2月まで）及び前年同期（令和元年11月から令和2年2月まで）のそれぞれの売上（収入）を確認できる次に掲げるいずれかの書類（記載された全ての売上取引について、売上（取引）日、取引先及び金額が分かるものに限る。）。</p> <p>(ア) 売上高を確認できる総勘定元帳等の写し (イ) 経理ソフトから抽出し、又は表計算ソフト等で作成した売上データを出力した書面 (ウ) 売上台帳等の写し (エ) 当期に係る売上げがゼロ（0円）である場合は、その理由を記した理由書</p>			
<p>3 項目5に記入した「直接取引（売上又は仕入）があった養鶏業者の氏名又は名称」の全ての養鶏業者と直接取引があったことを証するものとして、それぞれ一つ以上の注文書、契約書、納品書、請求書、領収書その他これらに準ずる書類又はこれを組み合わせたものの写し。 ただし、書類に記載された発行日、受領日等の日付けが、令和元年11月1日から令和2年2月29日までのものに限る。</p>				
<p>4 その他知事が必要と認める書類（必要に応じて提出をお願いする場合があります。）</p>				